

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
山王塚公園	山王塚公園グラウンド

別表第2（第7条関係）

1・2 略

3 運動施設

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
鶴間公園多目的広場	略	略	略
山王塚公園グラウンド	2時間30分	午前8時から午後6時まで	同左
略	略	略	略

備考 略

4 略

別表第3（第7条関係）

有料公園施設の名称	休館日・休場日
略	略

改正前

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略

別表第2（第7条関係）

1・2 略

3 運動施設

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
鶴間公園多目的広場	略	略	略
略	略	略	略

備考 略

4 略

別表第3（第7条関係）

有料公園施設の名称	休館日・休場日
略	略

略 鶴間公園多目的広場 山王塚公園グラウンド 略	1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで
-----------------------------------	-----------------------------------

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

1・2 略

3 運動施設

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園 施設の名 称等	利 用 単 位	入場料 の徴収 又はこ れに類 する取 扱いを しない 場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1, 000円以 下の金額の とき。	入場料が1, 000円を 超え3,00 0円未満の 金額のとき。	入場料が3, 000円以 上の金額の とき。
略	略	略	略	略	略
町田市立 陸上競技 場	2 時 間	9,42 0円	<u>28,270</u> 円	<u>42,420</u> 円	<u>56,560</u> 円
略	略	略	略	略	略
小野路球	2	5,23	<u>15,700</u>	<u>23,560</u>	<u>31,420</u>

略 鶴間公園多目的広場 略	(1) 1月1日から同月3日まで 及び12月29日から同月 31日まで
---------------------	---

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

1・2 略

3 運動施設

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園 施設の名 称等	利 用 単 位	入場料 の徴収 又はこ れに類 する取 扱いを しない 場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1, 000円以 下の金額の とき。	入場料が1, 000円を 超え3,00 0円未満の 金額のとき。	入場料が3, 000円以 上の金額の とき。
略	略	略	略	略	略
町田市立 陸上競技 場	2 時 間	9,42 0円	<u>18,850</u> 円	<u>28,280</u> 円	<u>37,710</u> 円
略	略	略	略	略	略
小野路球	2	5,23	<u>10,470</u>	<u>15,710</u>	<u>20,950</u>

場	時間	0円	円	円	円
略	略	略	略	略	略
芹ヶ谷公園運動広場	略	略	略	略	略
山王塚公園グラウンド	2時間30分	2,090円	4,190円	6,280円	8,380円
略	略	略	略	略	略

(イ) その他の事業等に利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
町田市立	2	188,	353,56	424,27	495,00

場	時間	0円	円	円	円
略	略	略	略	略	略
芹ヶ谷公園運動広場	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

(イ) その他の事業等に利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
町田市立	2	188,	235,71	282,85	330,00

陸上競技場	時間	570円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
略	略	略	略	略	略
小野路球場	2時間	104,760円	<u>196,420円</u>	<u>235,710円</u>	<u>274,990円</u>
略	略	略	略	略	略
芹ヶ谷公園運動広場	略	略	略	略	略
山王塚公園グラウンド	<u>2時間30分</u>	<u>41,900円</u>	<u>52,380円</u>	<u>62,850円</u>	<u>73,330円</u>
略	略	略	略	略	略

(ウ)・(エ) 略

備考 略

イ 略

4 会議室等

有料公園施設の名称	利用	入場料の徴収又は	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合
-----------	----	----------	------------------------

陸上競技場	時間	570円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
略	略	略	略	略	略
小野路球場	2時間	104,760円	<u>130,950円</u>	<u>157,140円</u>	<u>183,330円</u>
略	略	略	略	略	略
芹ヶ谷公園運動広場	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

(ウ)・(エ) 略

備考 略

イ 略

4 会議室等

有料公園施設の名称	利用	入場料の徴収又は	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合
-----------	----	----------	------------------------

	単位	これに類する取扱いをしない場合	入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
町田市立陸上競技場会議室1	2時間	310円	<u>930円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,870円</u>
町田市立陸上競技場会議室2	2時間	310円	<u>930円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,870円</u>
町田市立陸上競技場会議室3	2時間	310円	<u>930円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,870円</u>
町田市立陸上競技場会議室4	2時間	310円	<u>930円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,870円</u>
町田市立陸上競技場会議室5	2時間	310円	<u>930円</u>	<u>1,410円</u>	<u>1,870円</u>
町田市立陸上競技場ト	2時	520円	<u>1,560円</u>	<u>2,350円</u>	<u>3,130円</u>

	単位	これに類する取扱いをしない場合	入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
町田市立陸上競技場会議室1	2時間	310円	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>
町田市立陸上競技場会議室2	2時間	310円	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>
町田市立陸上競技場会議室3	2時間	310円	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>
町田市立陸上競技場会議室4	2時間	310円	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>
町田市立陸上競技場会議室5	2時間	310円	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>
町田市立陸上競技場ト	2時	520円	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>

レーニング 室1	間				
町田市立陸 上競技場ト レーニング 室2	2 時 間	520円	<u>1,560</u> 円	<u>2,350</u> 円	<u>3,130</u> 円
略	略	略	略	略	略

備考 略

5 附属設備利用料金

附属設備の名称等			利 用 単 位	利用料金	
				スポーツに利 用する場合で 入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	スポーツに利 用する場合で 入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを する場合及び その他の事業 等に利用する 場合
照明 設備	略	略	略	略	略
	町田市立陸 上競技場	1,50 0ルクス	3 0 分	67,360円	<u>202,080</u> 円
		750ル クス		33,680円	<u>101,040</u> 円

レーニング 室1	間				
町田市立陸 上競技場ト レーニング 室2	2 時 間	520円	<u>1,040</u> 円	<u>1,570</u> 円	<u>2,090</u> 円
略	略	略	略	略	略

備考 略

5 附属設備利用料金

附属設備の名称等			利 用 単 位	利用料金	
				スポーツに利 用する場合で 入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	スポーツに利 用する場合で 入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを する場合及び その他の事業 等に利用する 場合
照明 設備	略	略	略	略	略
	町田市立陸 上競技場	1,50 0ルクス	3 0 分	67,360円	<u>134,720</u> 円
		750ル クス		33,680円	<u>67,360</u> 円

		500ルクス		22,520円	<u>67,560円</u>
		200ルクス		9,060円	<u>27,180円</u>
	小野路球場	750ルクス	30分	3,560円	<u>10,680円</u>
		500ルクス		3,050円	<u>9,160円</u>
	略	略	略	略	略
放送設備	略	略	略	略	略
	町田市立陸上競技場	一式	1回	3,240円	<u>9,730円</u>
	小野路球場	一式	1回	1,040円	<u>3,130円</u>
略	略	略	略	略	略
大型映像装置	町田市立陸上競技場	一式	2時間	11,200円	<u>33,600円</u>
スコアボード	小野路球場	一式	2時間	1,460円	<u>4,390円</u>
写真判定	町田市立陸上競技場	一式	1回	20,950円	<u>62,850円</u>

		500ルクス		22,520円	<u>45,040円</u>
		200ルクス		9,060円	<u>18,120円</u>
	小野路球場	750ルクス	30分	3,560円	<u>7,120円</u>
		500ルクス		3,050円	<u>6,110円</u>
	略	略	略	略	略
放送設備	略	略	略	略	略
	町田市立陸上競技場	一式	1回	3,240円	<u>6,490円</u>
	小野路球場	一式	1回	1,040円	<u>2,090円</u>
略	略	略	略	略	略
大型映像装置	町田市立陸上競技場	一式	2時間	11,200円	<u>22,400円</u>
スコアボード	小野路球場	一式	2時間	1,460円	<u>2,930円</u>
写真判定	町田市立陸上競技場	一式	1回	20,950円	<u>41,900円</u>

機

備考 略

機

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市立公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。